

令和 8 年 第 8 5 回定例会
坂井地区広域連合議会会議録

令和 8 年 8 月 3 1 日開会
令和 8 年 8 月 3 1 日閉会

坂井地区広域連合議会

令和 8 年 第 8 5 回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第 1 日目（令和 8 年 8 月 3 1 日）

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した者・・・・・・・・	3
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○広域連合長招集挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○一般質問（1 3 番 見澤勇三議員）・・・・・・・・	6
○ 〃 （ 7 番 野沢裕希議員）・・・・・・・・	1 2
○ 〃 （1 7 番 畑野麻美子議員）・・・・・・・・	1 7
○認定第 1 号から認定第 3 号の一括上程、提案理由の説明・・	2 4
○認定第 1 号から認定第 3 号の質疑、討論、採決・・	2 5
○議案第 1 0 号から議案第 1 2 号の一括上程、提案理由の説明・・	2 6
○議案第 1 0 号から議案第 1 2 号の質疑、討論、採決・・	2 7
○閉議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
○広域連合長閉会挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
○署名議員・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8

1 第85回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和8年8月31日（月）

午前11時10分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

日程第5 認定第1号 令和7年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第3号 令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第10号 令和8年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第11号 令和8年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第12号 令和8年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1 番	中 嶋 瑞 希	2 番	西 岡 文 武	3 番	上 内 晴 幸
4 番	関 山 耕 人	5 番	佐 藤 昌 康	6 番	高 嶋 信 博
7 番	野 沢 裕 希	8 番	林 豊 夏	9 番	鍋 嶋 邦 広
10 番	南 良 一	11 番	後 藤 寿 和	12 番	上 坂 健 司
13 番	見 澤 勇 三	14 番	川 畑 孝 治	15 番	永 井 純 一
16 番	北 浦 博 憲	17 番	畑 野 麻美子	18 番	北 島 登

4 欠席議員（0名）

5 説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 禎 孝	副広域連合長	森 之 嗣
事務管理者	新 開 和 典		
事務局長	古 川 敬 一	事務局次長	大久保 美 穂
代表監査委員	山 口 徹	(午後12時40分 退席)	

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局書記	伊 藤 昭 平	議会事務局書記	奥 出 宇 啓
議会事務局書記	小 嶋 俊 樹		

7 議事の経過

午前11時10分 開 議

第 8 5 回坂井地区広域連合議会定例会
(午前 1 1 時 1 0 分 開議)

○事務局補佐（伊藤昭平） 御起立願います。一統、礼。ご着席願います。
〔一同起立・礼・着席〕

◇開会の宣告◇

○議長（北浦博憲） ただいまの出席議員は 1 8 名であります。定足数に達していますので、これより第 8 5 回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（北浦博憲） 開会にあたり、広域連合長から招集の挨拶があります。
池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） 本日ここに第 8 5 回坂井地区広域連合議会定例会を招集いたしましたところ議員各位には、公私ともにご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また日頃は広域連合の事業の推進に当たり、ご理解とご支援をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

さて、広域連合においては現在第 9 期の介護保険事業計画の評価を踏まえ、第 1 0 期介護保険事業計画の策定を進めております。策定に向けて国からは、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保といったポイントが示されております。

これまで以上に、将来の人口動態の見通しや介護ニーズの予測を踏まえ、具体的な施策を検討し、事業計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

議員の皆様には、進捗について臨時の全員協議会でご説明を申し上げたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各課の所管事項について、本年 4 月から 7 月までの 4 か月間における行政報告を申し上げます。

初めに、総務課所管から申し上げます。まず、代官山斎苑の利用状況でございますが、坂井市三国町で 9 7 件、あわら市で 1 1 0 件、準管内で 1 件、管外で 9 件の、合計 2 1 7 件となっております。また、霊柩車の使用状況でございますが、坂井市三国町で 9 0 件、あわら市で 9 2 件、準管内で 1 件、管外で 4 件の、合計 1 8 7 件となっております。今後も、市民に対するサービスの質を落とさないよう、指定管理者への指導を徹底するとともに、代官山墓地の貸付けにつきましても、必要とする方への周知を図るため、広報活動を推進してまいります。次に、さかいクリーンセンターの運営状況について申し上げます。受入状況は、生し尿が 3 9 2 キロリットル、浄化槽汚泥等が 2, 7 3 0 キロリットル、合計 3, 1 2 2 キロリットルで、前年度同期と比較しますと、6. 7 %の減少となりました。今後も、施設の安定稼働と安全な汚泥処理の確保に向け、維持管理・運営状況の定期的なモニタリングを継続します。次に、広域連合建物改修工事の進捗について申し

上げます。５月２１日に株式会社 塚田商事 坂井営業所と契約を締結し、１１月３０日までの工期で建物のタイル壁補修及び防水工事を行っております。今後も適切な施設管理を行い、建物の長寿命化に努めてまいります。

続きまして、介護保険課所管の、介護保険料の当初賦課の状況について申し上げます。７月１０日に年金からの特別徴収と普通徴収を合わせた３５，６００人に対し、納入通知書を発送しました。調定額の総額は約２８億８，４４４万円となっており、前年度と比較すると、約６，０３４万円、２．１％の増となっております。今後も適切な賦課決定と債権管理を徹底し、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。次に、保険給付費の支払い状況でございますが、７月支払分までの合計額が、２７億６，１２５万円となっており、前年度同期と比較いたしますと、約２，４２０万円、０．８％の増で推移しております。給付費は年々増加すると予測されますが、今後、更に介護事業所や医療機関などと連携を図りながら、必要なサービス提供に努めてまいります。次に、介護給付費等適正化事業について申し上げます。介護保険サービス事業所や施設に対する指導ですが、７月末までに、３事業所に対して運営指導を実施しました。令和９年１月までには、今年度の計画どおり、２６事業所の運営指導を終了する予定です。事業者が関係法令を遵守し、サービスの質の向上が図られるよう、運営指導や研修会の開催を通じて、育成と支援を行ってまいります。次に、介護人材就業応援奨励金交付事業の状況について申し上げます。新たな介護職員の雇用を支援する就業奨励金、および新たな資格取得を支援するキャリアアップ奨励金を、７月末までに、４０名に対して２６０万円を支給決定しております。介護人材の担い手の確保は、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるための、最も重要な課題でありますので、これらの課題解決に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上、行政報告とさせていただきます。

また、今回、提出する議案でございますが、令和７年度歳入歳出決算認定に関するもの３議案、令和８年度補正予算に関するもの３議案、あわせて６議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨については、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

◇開議の宣告◇

○議長（北浦博憲） これより本日の会議を開きます。

○議長（北浦博憲） 本日の議事日程は、お手元のとおりであります。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（北浦博憲） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、９番鍋嶋邦広議員、１０番南良一議員を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（北浦博憲） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

◇諸般の報告◇

○議長（北浦博憲） 日程第３、諸般の報告をいたします。地方自治法第１２１条の規定により、議長から出席を求めた者を報告いたします。池田広域連合長、森副広域連合長、新聞事務管理者、古川事務局長、大久保事務局次長、山口代表監査委員、以上であります。次に、議会事務局補佐がその他の報告をいたします。議会事務局補佐。

○事務局補佐（伊藤昭平） 報告いたします。本定例会に広域連合長より提出されました案件は、認定３件、議案３件でございます。報告を終わります。

◇一般質問◇

○議長（北浦博憲） 日程第４、これより一般質問を行います。

一般質問の時間は質問者の質問及び理事者側の答弁の時間を併せ３０分間です。また、終了５分前になりましたらベルを鳴らします。

それでは、通告順に従い、１３番、見澤勇三議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） １３番、見澤勇三議員。

○１３番（見澤勇三） １３番見澤勇三であります。

はじめに、このたび嶺北地方を襲った記録的な豪雨により、浸水被害や農作物などの被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く平穏な生活を取り戻されますことを、心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。介護保険制度は、平成１２年の制度開始以来、社会全体で支える仕組みとして定着し、言うまでもなく重要な制度となっています。創設当時、全国の６５歳以上の被保険者数は約２，１６５万人でしたが、２０２４年には約３，５９１万人となり、約１．７倍に増加しています。介護保険サービスを利用する方も、約１４９万人から約５２９万人へと約３．６倍に増加しており、介護ニーズは年々高まっています。

介護保険制度は、原則３年を１期とする介護保険事業計画に基づき運営されており、令和６年度から始まった第９期介護保険事業計画の最終年度を迎えています。現在、これまでの成果と課題を検証し、来年度からの第１０期に向けた事業計画の策定に向けて、準備が進められていると思います。そこで、いくつか質問させていただきます。

高齢化が進む中、介護サービスの利用を必要とする方は増加し、それに伴い、介護保険

から支払われる給付費も増加していきます。そこで、広域連合管内における要介護認定者数は、近年どのように推移しているのでしょうか。要支援・要介護認定者それぞれの割合や増減の状況について、お示しください。

また、介護保険料は、制度開始当初と比べると大幅に上昇し、現在ではおおむね2倍程度となっています。その主な要因について、どのように認識されているのでしょうか。

今期の途中で制度改正が行われたように、今後も臨時改定が想定されます。こうした臨時改定などにより、給付費が当初の見込みを上回り、保険料収入だけでは賄えない財源不足が生じた場合、どのような財源を活用し、どのように対応されるのでしょうか。計画期間の途中でも介護保険料を見直すことはあるのでしょうか。見解を求めます。

次に、令和6年4月から、居宅介護支援事業所が広域連合の指定を受けて、介護予防支援を実施できるようになりました。そこで、この改正に至るまでに、どのような目的で制度改正が行われたのでしょうか。広域連合管内における事業所数や利用実績件数、制度導入後の成果についてもお示しください。現在認識している課題を踏まえ、今後どのように事業の推進を図っていくのかを伺います。

次に、介護報酬改定後、訪問介護事業所の撤退や休廃止に伴い、利用者の受け入れ先の調整など、一時的な混乱もあったと伺っております。現在の訪問介護事業所数やその推移、経営環境について、どのように認識されているのでしょうか。

訪問介護の現場では、早朝・夜間・休日の対応ニーズが高まる一方で、ヘルパーの高齢化や人材不足など、担い手の確保が大きな課題となっています。こうした状況を踏まえ、今後、訪問介護を支える人材の確保や定着に向け、どのような支援策を講じていくのかを伺います。

次に、物価や光熱費の高騰などにより、介護サービス事業所が厳しい経営環境に置かれています。このような状況の中、科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、介護現場のデータを分析することで、介護実態の見える化を進めています。

そこで、事業者から報告されるLIFEのデータをどのように生かし、サービスの質の向上や事業経営につなげておられるのでしょうか。また、データ管理に不慣れな方へのサポート体制や、現場で働く職員の声をどのように受け止めておられるのでしょうか。

更に、ICT機器や介護ロボットの導入などにより、職場環境の改善と生産性向上に向けた取り組みが、新たな加算の対象として盛り込まれました。職場にどのような効果をもたらしているのでしょうか。見解を求めます。

最後の質問です。事業者経営の強化と併せて、その担い手である介護人材の確保と定着が大切になっています。介護現場では人手不足が続いており、離職への対応も大きな課題となっています。

そのため、国では介護職員の賃金改善や職場環境の向上を図るため、介護職員等処遇改善加算の見直しが進み、今期の介護報酬改定では、全体で1.59%のプラス、そのうち0.98%を介護職員の処遇改善に充てることとされました。

そこで、この改定による財源が、介護職員の賃金改善や職場環境の向上など、処遇改善にどの程度結びついていると認識しておられるのでしょうか。

また、この8月には、施設入所者等の居住費に係る基準費用額の見直しが行われました。今回の見直しは、食材費や物価高騰への対応を目的として行われたものですが、一方で、利用者負担の増加につながる側面もあります。そこで、今回の改定により、利用者にはどの程度の負担増が生じるのか、また、いつから実施されるのでしょうか。あわせて、

低所得者への配慮や負担軽減策をどのように講じていくお考えでしょうか。

最後に、介護職員の処遇改善を着実に進めながら、利用者負担にも十分配慮した制度運営をどのように図っていくのか、第10期介護保険事業計画の策定を見据えた今後の検討を求めます。

以上、一般質問といたします。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 古川事務局長。

○事務局長（古川敬一） 見澤議員の「持続可能な介護保険制度の構築と、介護現場のさらなる充実に向けて」のご質問にお答えします。

最初に、1点目の認定者の推移と、保険料上昇の要因分析、給付費不足時の対応策、期間途中の保険料の見直しの可能性についてお答えします。

介護保険制度は導入から20年以上が経過し、現在は第9期事業計画の最終年度を迎えております。制度開始当初の要介護・要支援認定者数は1,851人でしたが、令和8年3月末時点では6,286人と約3.4倍に増加しております。また、保険料につきましても、制度開始時の月額3,200円から、第9期では6,200円と2倍の水準となっております。

保険料が上昇してきた背景には、認定者数の増加、介護サービス利用量の拡大、介護人材確保に伴う報酬単価の上昇などがあり、これらが複合的に給付費を押し上げてきたことによるものです。

広域連合では、必要なサービスを必要な方に継続的に提供するという制度の理念のもと、給付と負担の均衡を図りながら、保険料を設定してまいります。

財政運営につきましては、3年間の事業計画の計画期間を見据えて保険料を算定し、介護保険財政調整基金の活用と併せて、収支の安定化を図る仕組みとなっております。したがって、計画期間途中で保険料を見直すということは想定しておらず、毎期の計画策定時に必要な見直しを行うことで、制度の持続可能性を確保してまいります。

次に、2点目の居宅介護支援事業による介護予防支援の実施背景と目的、導入実績と成果、今後の課題と推進策についてお答えします。

介護予防支援は、要支援1、2の方を対象に、地域包括支援センターがケアプランを作成し、居宅介護支援は、指定事業者が要介護1から5の方のケアプランを担う仕組みとなっております。

この役割分担の中で、地域包括支援センターには相談支援や地域づくりなど多岐にわたる業務が集中する中、ケアプラン作成との両立によって負担が大きくなる状況が続いておりました。

こうした中、令和6年4月の制度改正では、地域包括支援センターの事務負担を軽減することを目的に、居宅介護支援事業者による介護予防支援が制度化されました。これにより、要支援者のケアプラン作成を居宅介護支援事業者が担うことが可能になり、地域包括支援センターが本来業務に専念できる体制の強化が期待されています。

しかしながら、坂井地区管内では、令和8年6月末時点で30事業所の居宅介護支援事業者のうち、介護予防支援の指定を受けている事業所は4事業所、全体の13.3%にとどまっています。利用件数は54件で全体の5.5%にとどまり、現時点では包括の負担軽減に十分には結びついていない状況です。

指定が進まない要因としましては、事業運営上の採算性に加え、包括からの受託の方が後方支援を受けやすく、安心感があることが挙げられます。一方で、直接指定を受けることで、1件当たりの報酬単価が受託より高くなるという事業者側のメリットもあるところでございます。

今後は、指定を受けた事業所に対しても、地域包括支援センターが困難事例の相談対応など後方支援を継続できる体制を整備するとともに、報酬単価のメリットや制度の趣旨を丁寧に周知し、事業者と包括の双方にとって、本制度が生かされるよう、意識醸成を図ってまいります。

次に、3点目の訪問介護を支える人材の確保や定着に向けた支援策についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、利用者の生活リズムやご家族の就労状況の変化に伴い、ニーズが多様化しており、現在の訪問介護サービスだけで全てに対応していくことには限界が生じております。

このため、住民主体の訪問型サービスや民間事業者など地域の多様な資源との役割分担、連携を更に進めるとともに、専門職であるヘルパーがその専門性を十分に発揮できる体制を整えることが重要であります。

その上で、近隣住民の支え合いや前期高齢者、民生委員の皆様による見守りなど、介護サービスだけでは対応しきれない領域を地域で補完していただくことが必要であると考えております。

また、人材確保や定着につきましては、事業所の状況をヒアリングや調査等により丁寧に把握し、広域連合で実施している介護人材就業応援奨励金事業をより実効性の高い仕組みへと見直すとともに、県が実施する人材確保対策についても、積極的な活用促進に努めてまいります。

これらを踏まえ、第10期介護保険事業計画において、訪問介護をはじめとする居宅サービスの充実や介護人材の確保・育成、更には地域で支え合うための地域包括ケアシステムの推進を重要な柱として掲げる方向で、協議を進めております。

次に、4点目のLIFEの活用によるサービスの向上、事業継続への費用対効果、ICT導入による業務効率化と負担軽減についてお答えします。

科学的介護情報システム、LIFEにつきましては、国による加算創設を契機として導入が進んだものの、全国的には、収集したデータを十分にサービス改善や経営に生かしきれていない事業所も多く、活用の度合いには地域差があると認識しております。

広域連合としましては、運営指導の機会等を通じてデータの見方や計画作成のポイントについて助言を行うなど、事業所の取り組みを後押ししてまいります。

一方、介護記録ソフトやタブレット端末、見守りセンサー等のICT機器の導入は、手

書き記録や二重入力の解消、離れた場所での迅速な情報共有を可能とし、夜間巡回や事務作業の負担軽減に寄与するものとして評価をしております。

これにより、職員の移動や身体的負担の軽減、事故防止につながるほか、創出された時間を利用者との直接的なケアに充てることができ、業務効率化の効果は大きいものと考えております。当広域連合といたしましては、引き続き介護 ICT の導入と業務改善が進むよう、事業所の状況を丁寧に把握しながら支援してまいります。

次に、5点目の処遇改善の実効性、食費見直しによる負担増、低所得者への軽減策、今後の制度運営方針についてお答えします。

まず、処遇改善の実効性についてです。今回の報酬改定により、坂井地区でも多くの事業所で各種の加算の取得が進み、介護職員の賃金改善や職場環境の整備など、一定の処遇改善効果が生じているものと捉えております。

次に、食費・居住費の見直しによる負担増についてであります。低所得者の負担を軽減するための特定入所者介護サービス費につきましては、令和8年8月から利用者負担段階3の方を対象に、食費は日額30円または60円、居住費は100円引き上げられることになりました。

この見直しにより、現在認定を受けている619人のうち約7割の方に影響が及ぶ見込みであります。広域連合といたしましては、対象となる方への制度変更内容の丁寧な周知に努めるとともに、構成市や関係機関と連携し、適切な相談対応を行います。

今回の見直しを含め、介護保険制度の運営に当たっては、制度の持続可能性を確保しつつ、利用者の負担感への配慮と、現場を支える介護職員の処遇改善、人材確保を両立させていくことが重要であると認識しております。

これらを踏まえ、現在策定を進めております第10期介護保険事業計画において、現場や利用者の実情を的確に受け止めながら、バランスのとれた施策の推進と安定した制度運営に努めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 13番、見澤勇三議員。

○13番（見澤勇三） 再質問させていただきます。

地域住民による支え合いの中で、専門職でなければ担えない介護と、地域で支え合う生活支援をどのように整理し、事業所の負担軽減とサービスの質の向上を両立していくお考えでしょうか。

また、生活支援を実施する場合、無償での活動もしくは有償での支援のどちらを想定されているのでしょうか。有償の場合には、どの程度の報酬を想定されているのかを伺います。

もう1点、介護人材就業応援奨励金について、支給後の雇用継続も重要であると考えますが、奨励金を受けた方が短期間で退職してしまうことを防ぐため、例えば最低1年間の雇用継続を条件とするなど、一定期間の定着を促す仕組みについてどのようにお考

えでしょうか。以上、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） 1点目の質問にお答えいたします。まず、役割の整理についてでございますが、身体介護や専門的な知識に基づくケアにつきましては、引き続き専門職である訪問介護員が、地域における掃除、調理、買い物などの日常生活上の支援や見守りにつきましては、地域の多様な主体が担う役割分担と補完関係を整理・構築していくことが重要であると考えております。

これによりまして、専門職が高度なケアに専念できる環境を整え、業務負担の軽減とサービスの質の向上を両立させてまいりたいと考えております。

また、生活支援の支援形態につきましては、無償でのボランティア活動に加え、持続可能な活動体制を確保する観点から、有償的な支援のあり方につきましても、その可能性を含めて検討していく必要があると認識しております。

有償での支援のあり方につきましては、実施主体となる構成市との連携が不可欠であります。現在、当広域連合の構成市において実施されている生活・介護支援サポーター事業における、1回400円相当のポイント付与事業がございます。

こういった既存の取り組みや他の自治体の事例も参考にしながら、広域連合と構成市が一体となって、持続可能な仕組みづくりに向けた検討を進めてまいります。

次に、2点目の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、介護人材の確保におきましては、単なる入職促進にとどまらず、現場に定着し、継続して従事し、活躍していただくことが重要であると認識しております。現在、広域連合の就業奨励金におきましては、正社員等の無期雇用契約で3か月以上勤務していることを支給要件としております。これは、採用初期の試用期間を超えて職場に定着することを目的として設定したものでございます。

一方で、キャリアアップ奨励金におきましては、資格取得等とともに3年以上の継続勤務を要件として、中長期的な定着を図るという2段階の仕組みとして運用してまいりました。

しかしながら、就業奨励金における3か月という期間設定につきましては、議員ご指摘のとおり、更なる就業継続や定着を促す仕組みとしては十分ではなく、奨励金受領後に離職してしまうということも懸念されております。

当広域連合といたしましては、現在、申請者のほとんどが入所系でありまして、訪問介護やケアマネジャーといった在宅系の従事者が非常に少ないことから、在宅系職種への支援の重点化も含めまして、人材確保や定着につながる実効性の高い制度となるよう、内容の見直しを図ってまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 13番、見澤勇三議員。

○13番（見澤勇三） ご答弁いただいたように、地域の支え合いを進めるためには、それぞれの役割を明確にし、無理なく継続できる仕組みをつくることが重要だと思います。

介護人材の確保についても、採用だけではなく、定着までを見据えた取り組みが必要だと考えます。今後、具体的で実効性のある取り組みにつながることを期待し、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北浦博憲） 通告順に従い、7番、野沢裕希議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 7番、野沢裕希議員。

○7番（野沢裕希） 議長のお許しをいただきましたので、7番、野沢裕希、本人と家族が望む暮らしを支える介護サービス提供体制について、一般質問させていただきます。

先ほど、第10期介護保険事業計画の概要と体系図が示されました。そこには、2040年を見据えた介護ニーズの見込みや、中長期的なサービス提供体制を検討していく方向性が示されています。私もこの方向性は非常に重要だと考えています。

その上で確認したいのは、必要な支援が必要となときに本当に使えるのか、そしてこれから先もその体制を維持できるのかということです。

介護が必要になったとき、できれば自宅で暮らしたい、そう思う方も多いと思います。しかし、介護は本人だけの問題ではありません。支える家族にも仕事があり、生活があります。

だからこそ大切なのは、必要なサービスや受け入れ体制がないために、本人と家族が望む暮らし方を諦めることがないようにすることです。本人と家族が納得できる暮らし方を選び、その選択を必要な支援で支えられる地域になっているのか、3点伺います。

1点目です。令和7年度あわら市の居宅介護サービス給付費は、前年度より3.5%減少しています。一方、施設介護サービス給付費は2.6%増加しています。もちろん、この数字だけで、在宅で暮らせなくなって施設に入ったとは言えません。

そこで伺います。なぜ、居宅サービスが減り、施設サービスが増えたのか。また、訪問介護などを利用したくても人がいない、受け入れてもらえない。そうした理由で在宅生活を諦めざるを得なかったケースはないのでしょうか。

サービスの受け入れ体制や介護人材の確保も含め、広域連合としてどのように把握しているのか伺います。

2点目です。今回、第10期計画に向けて、様々な調査が行われています。その中の在宅介護実態調査は、要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労の継続という、2つの視点から実施されています。

そこで伺います。本人はどのように暮らしたいのか、家族は何に負担を感じているのか、何があればその暮らしを続けることができるのか。今回の調査からどのような課題

が見えてきたのでしょうか。

また、本人や家族が在宅生活を希望していても、家族の負担や必要なサービスの不足などによって継続が難しくなっているケースを、どのように把握しているのか伺います。

3点目です。最後に、第10期介護保険事業計画について伺います。先ほどの体系図では、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスについて、利用見込み量、中長期的なサービス提供体制の確保を進める方向性が示されました。

また、介護人材の確保、家族介護者への支援、外出支援、在宅医療・介護の推進なども位置づけられています。方向性は理解しました。

では、今回のニーズ調査や第9期計画の実績・課題を踏まえ、本人と家族が望む暮らしを支える具体的なサービス提供体制を、第10期計画にどのように反映していくのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 新開事務管理者。

○事務管理者（新開和典） 野沢議員からの、本人と家族が望む暮らしを支える介護サービス提供体制についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の在宅介護サービスの利用状況と提供体制についてでございます。

令和7年度の坂井地区における介護サービス給付状況は、居宅介護サービス給付費が前年度比0.7%減少し、施設介護サービス給付費が2.9%増加しております。

この背景には、在宅生活を希望しながらも、家族の就労や日中の見守り不足などにより在宅生活の継続が難しくなり、施設入所を選択せざるを得ないケースが一定程度生じているものと認識してございます。

在宅介護では、本人の意思を尊重することはもちろん、介護を担う家族の生活状況や負担にも十分配慮する必要があります。家族の負担が限界に達した場合には、施設介護を選択せざるを得ない状況が生じていることも把握してございます。

在宅サービスの提供体制につきましては、介護給付データの推移に加えまして、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業者などからの聞き取りを通じまして、人材確保の状況を確認しております。

また、介護給付データによる稼働率や、坂井健康福祉センターが構築いたしました医療・介護サービスの空き情報共有システム、いわゆる「つながるさかい」によりまして、受け入れ可能な状況も把握してございます。

その結果、現時点では、訪問介護を含む在宅サービスはおおむね必要なサービスが確保され、在宅生活の継続に大きな支障は生じていないと認識してございます。

しかしながら、今後は高齢化の進展により、人材確保が一層難しくなることが見込まれますので、引き続き関係機関と連携し、事業者の受け入れ状況や人材確保の課題を丁寧に把握しながら、本人と家族の希望に寄り添った在宅サービスの提供体制確保に必要な支援を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の日常生活ニーズ調査などから見る本人と家族の希望についてでございます。第10期介護保険事業計画策定に向けて実施したニーズ調査でございますが、高齢者本人の半数以上が自宅で最期を迎えたいと回答しておられました。住み慣れた地域での生活継続を強く望んでいることが明らかとなっております。

一方で、家族の状況につきましては、通院同行をおおむね毎行っている、あるいは負担に感じるとする割合が6割に上っております。家族の介護負担が在宅生活の継続を妨げる大きな要因となっている実態が確認されてございます。

また、在宅生活の継続が困難となる背景といたしまして、認知症のある独居高齢者、あるいは家族の介護負担が過重となっている世帯が限界点となりやすいということが、調査結果から浮き彫りになってきてございます。

更に、ケアマネジャーへの調査では、現在、在宅生活が困難と判断される事例の中にも、適切なサービスの組み合わせやサービスの追加によりまして、在宅継続の可能性があるとの見立てが示されてございます。

一方で、実際のサービス利用にあたっては、本人の意向、あるいは家族の就労、生活環境、サービス受け入れのタイミングなど、複合的な要因によりまして、調整が容易でない側面も確認されております。

これらを踏まえまして、広域連合といたしましては、単にサービスを提供するだけではなく、本人と家族の個別状況に寄り添い、負担軽減と柔軟な支援を組み合わせること、在宅で暮らしたいという希望と現実の課題とのギャップを埋めていくことが重要であると認識してございます。

次に、3点目の第10期介護保険事業計画への反映についてでございます。

第10期介護保険事業計画への反映にあたりましては、今回のニーズ調査結果や第9期計画の実績、あるいは課題を踏まえまして、本人および家族が望む暮らし方を選択できるよう、必要な取り組みの整理を進めているところでございます。

在宅生活の継続にあたりましては、訪問介護をはじめとする各種在宅サービスの安定的な提供体制と質の確保、介護人材の確保対策、そして家族介護者の負担軽減対策に加えまして、入退院時の情報共有の迅速化、あるいは多職種連携の仕組みづくり、在宅ケアチームの構築など、医療と介護が連携して支援する体制の整備が重要な論点であると認識してございます。

これらの点につきまして、必要なデータや課題を十分に精査した上で、今後開催される策定委員会に提示し、本人と家族が望む暮らし方を、過度な負担を抱えることなく、現実的に選択あるいは継続できる体制となりますよう、第10期介護保険事業計画への適切な反映に向けて協議を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 7番、野沢裕希議員。

○7番（野沢裕希） ありがとうございます。今のご答弁では、現時点では訪問介護を含む在宅サービスは、おおむね必要なサービスが確保され、大きな支障はないとのことでした。

ただ、現時点で大きな支障がないことと、これから先も受け入れられることは別だと思っています。そこで確認いたします。あわら市の在宅介護サービス給付費が3.5%減少していますが、これはサービスの提供力不足が原因ではなく、あわら市、坂井市のどちらに住んでいても必要な在宅サービスを利用できる体制が確保されているという認識でよろしいでしょうか。また、現在利用している方々だけでなく、これから新たに介護が必要になる方についても、両市ともに受け入れる余力があるという認識でよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） ただいまの質問にお答えいたします。居宅介護サービス給付費の減少につきましては、サービス提供力の不足によるものではなく、利用者の状態変化や施設入所への移行など、複合的な要因によるものと捉えております。

坂井地区広域連合全体として、居住地域に関わらず、必要な在宅サービスを利用できる体制は確保されているという認識でございます。

しかしながら、今後の高齢化の更なる進展や人材不足の影響を鑑みますと、将来的な受け入れ余力を無条件に楽観視できる状況ではございません。

そのため、単に事業所や枠を増やすだけでなく、限られた介護人材や事業所の経営基盤の安定性にも配慮しながら、新たに要介護となった方々もしっかりと受け入れられる適正な提供体制の維持・確保に努めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 7番、野沢裕希議員。

○7番（野沢裕希） ありがとうございます。もう1点伺います。今回の調査では、家族の通院同行の負担も課題として明らかになっています。通院は単に病院までの交通手段があれば良いわけではありません。

車への乗り降りや、病院での受付、診察への付き添いなど、誰かの支援が必要な方もいます。家族が仕事などで付き添えない場合でも、必要な方が通院支援を受けられる体制になっているのでしょうか。

私は制度があるかではなく、必要なときに実際に使えるかが大事だと思います。今は家族も働き続ける期間が長くなり、働き方や暮らし方も変わっています。だからこそ、第10期計画では、先ほど示された中長期的な推計をもう一步具体化していただきたいと思っています。

単にサービス利用者数を見込むのではなく、本人と家族に何が必要なのか、今どこまで提供できているのか、これからどの機能がどれだけ必要になるのか、それに対して何が足りないのか、ここまでニーズと提供体制を照らし合わせていただきたいと思います。

そして、足りないものがあれば、どう補うのか、どの機能を強化するのか、そこまで計画に反映していただきたいと思います。第10期計画では、ニーズと供給の見込み、そして不足する機能がわかる形で整理していただきたいと思います。

訪問介護、通所や短期入所、家族の負担を軽くする支援、通院支援、在宅医療との連携、必要な機能は一つだけではありません。今あるサービスに市民の暮らしを合わせるのではなく、市民の暮らしに必要な支援を合わせていく。

そのために必要な機能を分析し、足りないところを強化していただきたいと思います。介護が必要になったときに必要な支援を選ぶことができ、この地域なら大丈夫と思える、そんな安心して年を重ねられる坂井地区につなげていただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） ただいまの質問にお答えいたします。家族の通院同行につきましては、院内の付き添いや乗降介助など、ご家族の就労環境の変化等に伴い、大きな負担となっている実態を深く認識しております。

現在におきましても、訪問介護における通院乗降介助や有償運送サービスといったものの活用により対応されているものの、ご家族が負担とを感じる項目であることは、今後の検討課題であると捉えております。

第10期計画の策定に当たりましては、議員ご指摘の通り、単にこれまでの実績から将来のサービス見込み量を算出するだけではなく、ニーズ調査から見えてきた本人や家族が本当に必要としている支援と現在の提供体制とのギャップを丁寧に検証することが重要でございます。

特に、通院支援をはじめとする地域での生活支援や家族支援におきましては、介護保険給付サービスのみならず、構成市が実施する福祉施策とも深く関係してまいります。

そのため、構成市との連携のもと、各市の高齢者福祉計画との整合性も図りながら、足りない機能や課題をどう補っていくかについて、策定委員会などと具体的に議論を深め、本人と家族が安心して暮らせる生活を選択できる、持続可能な計画となるよう取り組んでまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 7番、野沢裕希議員。

○7番（野沢裕希） ありがとうございます。最後に1つ申し上げます。先ほどの資料で

は、坂井地区の総人口は2040年には10万人を下回る見込みであることも示されました。人口減少そのものをすぐに変えることは難しいことです。

でも、健康寿命を延ばし、できるだけ長く元気に暮らせる地域をつくること、そして年を重ね、介護が必要になっても安心して暮らせる地域をつくること、これは今からでもできることだと思います。人口を増やすことだけが、人口減少対策ではありません。今いる人が元気に安心して長く暮らせる地域をつくることも大切な人口減少対策です。

年を取っても安心して暮らせるかは、住む場所を選ぶ上でも大切な条件の1つだと思います。計画をつくることがゴールではありません。必要なときに必要な支援が届き、この坂井地区なら大丈夫、と思えることです。そんな坂井地区になることを期待して質問を終わります。

○議長（北浦博憲）　続きまして、17番、畑野麻美子議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲）　17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子）　17番、畑野麻美子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、大きく1点目です。訪問介護員の移動負担を適切に評価し、訪問介護を維持するための支援策について。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、訪問介護はなくてはならないサービスです。

一方、訪問介護の現場では、利用者宅へ向かうための移動時間や移動距離が大きな負担となっています。特に利用者が広範囲に点在する地域では、サービスを提供している時間だけでなく、利用者宅までの移動にも時間と経費がかかります。訪問介護員にとっては、この移動も仕事の一部であり、移動距離が長くなればなるほど、身体的・精神的な負担も大きくなります。更に、介護人材が不足する中、こうした移動負担が訪問介護員の確保や定着を難しくする1つの要因になっているのではないのでしょうか。

厚生労働省も、中山間地域などでは、地域資源の状況から移動距離などを要し、事業運営が非効率にならざるを得ない場合があるとして、訪問介護などについて加算による評価を行っています。

以上を踏まえ、坂井地区広域連合として見解を伺います。1点目、坂井地区広域連合では、訪問介護事業者や訪問介護員の移動距離、移動時間による負担について、どのように把握していますか。2点目、現在の介護報酬上の加算だけでは十分に対応できない長距離移動を伴う訪問介護について、坂井地区広域連合として独自の支援策を検討する考えはありませんか。3点目、坂井地区広域連合として、訪問介護の移動負担や働き方の問題だけではなく、地域の介護サービスを維持するための課題として捉え、実態調査や支援策の検討を行う考えはありませんか。

大きな2点目です。地域ケア会議の開催方法に関する坂井地区広域連合としての見解

を求めます。地域ケア会議は、多職種が連携して個別の事例を検討し、その人に必要な支援を考えるとともに、個別事例の積み重ねから地域の課題を発見し、地域づくりや政策形成につながっていく重要な取り組みであると認識しています。

一方で、現在、各構成市で地域ケア会議の目標が設定されていると聞いています。各構成市で定められた目標を達成するために、地域ケア会議の開催件数などを目標として、必要性にかかわらず、会議を開催することになってはいないでしょうか。

地域ケア会議は、開催すること自体が目的ではなく、支援が困難な事例や、多職種で検討することによって支援の改善が期待できる事例、また、その事例から地域全体の課題が見えてくる場合などに、必要なときに開催することが重要です。

厚生労働省の資料でも、地域ケア会議について、個別ケースの検討を通して課題を発見し、地域づくりや政策形成につながることを示されています。また、会議の参加者や規模についても、検討内容によって異なるとされています。

以上を踏まえ、坂井地区広域連合として見解を伺います。1点目、会議の開催回数や件数などの実績だけでなく、その会議によって高齢者本人への支援がどのように改善したのか、地域の課題解決につながったのかという本来の目的や成果を重視した運用について、坂井地区広域連合としてどのように考えていますか。2点目、必要性のある事例が生じた場合に、必要な時期に多職種が集まって検討できるような柔軟な地域ケア会議の開催について、坂井地区広域連合としてどのように考えていますか。

以上、一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 古川事務局長。

○事務局長（古川敬一） 畑野議員の訪問介護員の移動負担を適切に評価し、訪問介護を維持するための支援策についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、移動距離、移動時間による負担の把握についてでございます。訪問介護員が利用者宅を巡回する際の移動はサービス提供と一体の業務であり、移動時間、距離、燃料費の負担に加え、長距離移動による身体的・精神的な負荷が事業所の運営や人材の定着に影響する重要な課題であると認識しております。

昨年度、広域連合が管内事業者を対象に実施したタスクシェア・タスクシフトに関するヒアリングでは、買い物支援等に伴う1日50キロから60キロに及ぶ移動や燃料費、燃料費高騰による経営の圧迫、長距離移動による介護員の負担増など、現場の切実な状況が明らかとなりました。これらの意見から、移動負担が事業継続や人材確保に影響している実態を把握したところでございます。

今後は、こうした課題を踏まえ、運営指導の場に限らず、管内全事業所を対象とした移動実態のアンケートや聞き取り調査を実施し、移動負担の構造的な把握を進めることで、訪問介護の継続に向けた検討につなげてまいります。

次に、2点目の長距離移動を伴う訪問介護への独自支援策の検討についてございま

す。国におきましては、中山間地域等での訪問介護を確保するため、特別地域加算や長距離移動に対する加算措置、更に ICT 導入による業務効率化支援が講じられております。福井県の補助制度においても、燃料費をはじめとした移動に必要な経費を支援対象としており、事業継続に向けた後押しが行われております。

広域連合といたしましては、まず、これら既存の制度が確実に活用されるよう、事業所への丁寧な周知と情報提供に努めてまいります。一方で、地域特性による長距離移動や収支構造の悪化により、既存制度の活用のみではサービス継続が難しくなる事態を防ぐため、赤字要因や休止リスクの分析を進めてまいります。

その上で、必要に応じて広域連合独自の支援策の可能性や、効率的な巡回ルールの構築支援について、ネットワークさかい等の関係機関と連携し、実効性のある検討を進めてまいります。

次に、3点目の移動負担を地域の介護サービス維持の課題として捉え、実態調査や支援策を検討する考えについてでございます。訪問介護員の移動負担の軽減やサービス体制の維持は、議員ご指摘のとおり、個々の事業所の働き方や経営の問題にとどまらず、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるかどうかに関結する、地域全体の介護基盤を守るための重要な課題であると認識しております。

この課題に対しては、移動負担の把握・軽減に加え、訪問介護員が担う業務の整理、タスクシフト・タスクシェアを進めることが不可欠であると考えております。具体的には、掃除や買い物支援など、移動を伴う生活援助の一部について、総合事業の活用や充実を図るとともに、地域ボランティア、NPO、助け合い組織など多様な主体との役割分担について、構成市や生活支援コーディネーターと連携して検討を進めてまいります。

また、専門職である訪問介護員が、身体介護など高度な専門性を要する業務に集中できる環境を整える一方で、地域の支え合いによる生活支援を組み合わせることで、地域全体で訪問介護を支える仕組みを構築してまいります。

今後は、まず、移動実態の調査・分析を速やかに進め、関係機関や地域の主体と協議を重ねながら、訪問介護員の専門性を確保しつつ、多様な支援を組み合わせた持続可能な地域包括ケア体制の構築に取り組んでまいります。

次に、大きな2つ目、地域ケア会議の開催方法に関する坂井地区広域連合としての見解についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、開催回数ではなく成果を重視する運用についてでございます。地域ケア会議は、会議の件数を積み上げること自体が目的ではなく、その会議によって支援が改善できたか、地域の課題解決につながったかという成果を生み出すことが本来の役割であると認識しております。

そのため広域連合としては、開催回数の達成のみを目的化するのではなく、本人の支援改善につながったか、地域課題の把握や施策化につながったかという視点で、会議の質を評価する視点を構成市と共有し、成果を重視した地域ケア会議となるよう、取り組んでまいります。

また、会議で抽出された課題が確実に地域づくりや施策検討につながるよう、構成市

や地域包括支援センターと連携し、それぞれが工夫して実施している事例の振り返りや課題整理の仕組みが活用され、地域ケア会議が本来の機能を十分に発揮できるよう支援してまいります。

次に、２点目の必要な時期に多職種が集まって検討できる柔軟な地域ケア会議の開催方法についてでございます。地域ケア会議は、支援が困難な事例や、多職種での検討により支援改善が期待できる事例など、必要性が生じたときに、適正な時期を捉えて開催することが本来の姿であると認識しております。

構成市や地域包括支援センターにおいては、支援が必要となったタイミングで、検討内容に応じた規模や多職種構成により、柔軟かつタイムリーに会議が開催されているものと承知しております。

また、複雑化する事例においては、１回の会議だけでは解決に至らない場合も多く、必要に応じて継続的に会議を開催し、多職種間で支援方針や経過を共有・検証することが、支援の改善や地域課題の把握につながるものと考えております。

今後は、地域包括支援センター運営協議会を介して、構成市や関係機関と連携し、必要性が生じた際に必要な時期に柔軟に開催できる体制が維持・確保されるよう取り組んでまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） １７番、畑野麻美子議員。

○１７番（畑野麻美子） はい、１７番、畑野です。最初の訪問介護員についての質問ですが、なぜこの質問をしたかということ、ヘルパーさんの仕事の適切な評価が人材確保等の課題に直結する課題であるということです。介護制度が始まった時には、もう１００人以上の申し込みがあり、たくさんのヘルパーさんが集まりましたが、現在は少なくなってきました。それは、やはり職場での待遇などが影響してきたからではないかなと思います。

ヘルパーさんの必要性は言うまでもなく、居宅介護そして訪問介護は家に出向いて介護をしてくださることを高齢者の方は望んでいます。

しかし、訪問介護をするヘルパーさん、大変な仕事をしていると思うんですよ。ヘルパーさんたちに聞きますと、家に出向いて一生懸命サービスしようと思っても、男性の方から頭ごなしに怒鳴られて、ひどい言葉を浴びせられる。でも、それなのに、それでもまだ続けている。私が聞きますと、やっぱり行ってあげなくてはいけないという気持ちが強く、続けていると言っていました。

それほど相手の方のことを思って介護をする、そんなヘルパーさんをしっかり守ってあげたいと思う気持ちからです。それでいて、訪問介護事業所がだんだん少なくなってきました。

今後は、坂井市内でも少なくなっていくしますので、福井の訪問介護事業所さんを使うようになると、ますます移動に時間がかかりますし、ガソリン代もかかります。そういう

ときに、しっかりとそのところに補助をつけていただきたいと思います。そうすれば、やはりヘルパーさんも、やっぱりこの介護が大好きな仕事だから続けていきたいという気持ちになると思います。その介護に伴う移動手当が支給されているかどうかの明確な把握はできているのですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） ヘルパーの移動に係る交通費が補助されているのかとのご質問ですが、介護事業所は、通常利用者のエリアを運用規程において定めていますが、利用者がエリア外であった場合に加算が算定できるという仕組みになっております。先ほど答弁のとおり、県でも物価高騰や事業所の継続といった観点から援策が打ち出されていますので、非常に有難いといった事業所からの言葉もいただいているところです。事業所規模の大小等の差はあるかとは思いますが、今後はその仕組みを掘り下げて調査検討してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） はい。加算する仕組みができていますということですので、その仕組みどおりに、しっかり支払われているかを調査していただきたいと思います。ヘルパーさんの人材確保、このためには、やはり働き方改革だけではなく、これにどう対応していくかが大事だと思います。

訪問介護員の移動負担、これは本当に何年も前から聞いています。なかなか解決しないと思っていたのですが、そういう仕組みがあるということなので、ぜひその仕組みをしっかりと把握して、ヘルパーさんに移動負担分をしっかりと支払ってほしいと思っています。これは今後、大丈夫なのでしょうか。解決に結び付きますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） 一つ付け加えさせていただきますと、訪問介護事業所の支援というよりは加算とは、介護事業所に入るものになってございます。実際に移動される介護職員さんに対しては、事業所の社用車で移動していますので、事業所がその費用を負担しているということになります。

また、登録ヘルパーさんという制度もありまして、登録ヘルパーにつきましては、ご自身の車を使うこともございますが、介護の事業所から交通費として支払われているはずでございます。ただ、そこにつきましては、個人と事業所とのやり取りになりますので、

きちんと支払われているかというところは、確認を要することになります。今後の調査してまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） 会社のそういう車を使っているということだね。その点は大事な点だというふうに思います。あの、登録ヘルパーさんなんですけども、これ、大体キロいくらぐらいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） 申し訳ありません。登録ヘルパーさんのキロ単位の単価は、介護事業所によって様々かと思っておりますので、こちらではまだ把握できていないところがございます。今後、調査の中でその点につきましても把握してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） はい、ぜひお願いします。私、以前幼稚園に勤めていましたが、研修などに行きますと1キロ25円でした。それで、少ないですね。1キロ25円で、今は少し値上がりしています。

そしてこの前、スーパーへ行きましたら、保育士さんと出会いました。「何をしているんですか」と言ったら、「子どもたちのおやつを買いに行きました」と。日曜日だったので、「お休みなのに大変ですね」と言ったら、「仕方ないんです」と言いましたけれども、そういうときの移動費などは本当に個人負担なので、在宅ヘルパーさんにもそういうことがあるのではないかなと思います。

ですので、そういうことにも配慮して、しっかりと移動負担などをつけてあげていただきたいなと思いますし、広域連合としても、そのところをしっかりと事業所に声を上げていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の2点目の地域ケア会議ですけれども、これも多職種の方からなんですけれども、とても忙しい毎日を過ごしている中で、開催回数が決められているというんですね。その開催回数をこなすために会議を開いているのではないかと思われるときもあり、ちょこちょこ報告して終わってしまう。そんなことならば、そんなに必要でないときは開かないでほしい、という声もありました。

でも、今の答弁を聞いていますと、本当に必要なときに開催されているということが

伺えました。その中で、解決困難ケースというのが先ほど出ていましたけれども、その中でケース検討を行い、解決した事例がありましたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） ただいまの質問にお答えします。成果が見られた事例というのはもう本当にたくさんございますが、その中でちょっと我々把握している事例について少しご報告させていただきます。

病気とかによって意欲が低下していた高齢者に対して多職種からの専門的なアドバイスを受けたことで、ケアマネジャーの関わり方が変わって、友人との食事会に参加したといったご本人の意欲を引き出すことができ、リハビリの再開や継続につながったといったケースがありました。また道に迷って戻れなくなった方や、ご近所トラブルを生じていた方に対して、民生委員さんとか区長、社協、警察といった関係機関と事前に緊急時の対応の共有を会議の中で図ったことで、近隣店舗からの通報により、スムーズに保護・支援につなげることができたといったケースをお聞きしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） はい、解決に結びついたケースがあるということで、大事なことだなというふうに思っていますが、本当になかなか解決しないことがいっぱいあると思います。先ほどの例を見ましても、私もいろいろ相談されますけれども、あの手この手で考えても、どこの制度を使っても解決しない、引っかかる相談ケースというのがありますよ。

だから、そういうケースがきつとたくさんあると思うので、この相談を受けながら、政策について、こんな政策があったらいいのにな、こんな支援があったらいいのになと思うことはありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 大久保事務局次長。

○事務局次長（大久保美穂） ただいまのお話の中で、「こんな制度があったら」ということでございましたが、先ほど、成功というか、うまくつながったケースをご紹介しました。一方で、課題が残った事例の中に、身寄りのない高齢者への支援というのがあります。現在、そういったケースが増えていますが、日常生活上の支援だけでなく、財産管理や身元保証、死後の事務といった、現行の枠組みだけでは対応に限界が生じているケースがどんどん増えてきております。こうした身寄りのない方への身元保証という課題

については、広域連合としましても、現場における非常に重要な課題であると考えております。

ただ、国におきましても、社会福祉法の改正で新たな事業展開が予定されているところでもございます。こういったことも踏まえて、具体的な取り組みについて、現段階で具体的にお示しできませんが、地域ケア会議などで明確になった課題につきましては、構成市が担うべき身近な支援策と、広域連合として果たすべき広域的な課題の解決や体制整備を、それぞれの役割を踏まえて進めていくことが必要だと考えております。今後も、地域ケア会議、地域ケア推進会議といったトップ会議等におきまして、しっかりと分析・協議を進め、構成市や関係機関と連携して、新たな政策展開や事業化に向けた検討にもつなげてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） はい、本当に身寄りのない人、または身寄りがあってもなかなか解決に結びつかない事例が、ほんとうにたくさんあると思います。本当に先ほども言いましたが、私、いろんな相談を受けていますが、身近なところで、ほんの最近では、やはり財産管理が大変難しい事例がありました。お父さんが、通帳もカードも印鑑も、全く居場所を教えてくれないということです。

そういうときにどうしたらいいのですか、というふうに私に相談されましたが、私もどうしていいか分かりませんでした。この前、その方が亡くなられたとき、通帳などの所在が分かるかといえば、ある場所を聞いても分かりません。

そういうときに、一体、銀行に聞きに行って、「うちの父の口座はありますか」と聞いても、教えてもらえない。そういうときには教えてもらえるような、そういう仕組みがあるといいなというふうに思いました。

そういうことから、いろんな課題を挙げて、そこから政策に結びつくような、そして国にそれを求めることが難しければ、この広域連合で、その解決につながる政策が作れるような、そういうふうになったらと思います。

○議長（北浦博憲） 以上をもって一般質問をすべて終了いたしました。

引き続き会議を進めます。これから決算認定および予算案の審議等がありますので、事務局には、要点を押さえた簡潔な説明をお願いいたします。

◇認定第1号から認定第3号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（北浦博憲） 審議の都合上、日程第5、認定第1号、「令和7年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第7、認定第3号、「令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、認定第1号から、日程第7、認定第3号までの決算認定3件を一括議題といたします。理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） ただいま上程されました、認定第1号から認定第3号までの令和7年度坂井地区広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第291条の2により、同法第233条第3項を広域連合に適用するものです。これら認定議案については、いずれも監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。各会計決算の内容につきましては、「主要な施策の成果報告書」にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上、認定議案についてご説明申し上げました。慎重なご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◇認定第1号から認定第3号の質疑、討論、採決◇

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 質疑なしと認めます。

○議長（北浦博憲） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 討論なしと認めます。これより、日程第5、認定第1号、「令和7年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北浦博憲） 起立全員です。したがって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（北浦博憲） 次に日程第6、認定第2号、「令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北浦博憲） 起立全員です。したがって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（北浦博憲） 次に日程第7、認定第3号、「令和7年度坂井地区広域連合代官山

墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北浦博憲） 起立全員です。したがって、認定第３号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（北浦博憲） ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦勞様でした。

◇議案第１０号から議案第１２号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（北浦博憲） 次に、審議の都合上、日程第８、議案第１０号、「令和８年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第１号）」から日程第１０、議案第１２号、「令和８年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第１号）」までの議案３件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 異議なしと認めます。

よって、日程第８、議案第１０号から、日程第１０、議案第１２号までの議案３件を一括議題といたします。理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） ただいま上程されました、議案第１０号から議案第１２号までの３議案について、提案理由を申し上げます。これらの議案は、令和７年度決算確定に伴う繰越金の増額、構成市負担金減額による財源の更正を主たる内容とし、その他、基金への積立て、国・県交付金の返還金等の予算を補正計上するものであります。

議案第１０号「令和８年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第１号）」は、歳入・歳出ともに９４８万３千円を追加し、予算総額を歳入・歳出それぞれ７億２，６４７万７千円とするものであります。議案第１１号「令和８年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、歳入・歳出ともに２億３，１０１万１千円を追加し、予算総額を歳入・歳出それぞれ１２億１億９，８７６万３千円とするものであります。議案第１２号、「令和８年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第１号）」は、歳入・歳出ともに１４万５千円を追加し、予算総額を歳入・歳出それぞれ２億５３万６千円とするものであります。

以上、補正予算議案についてご説明申し上げました。慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北浦博憲） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

◇議案第１０号から議案第１２号の質疑、討論、採決◇

○議長（北浦博憲） 次に、議案第１０号、「令和８年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第１号）」から議案第１２号、「令和８年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第１号）」まで議案３件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北浦博憲） 討論なしと認めます。これより日程第８、議案第１０号、「令和８年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第１号）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北浦博憲） 起立全員です。したがって、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

○議長（北浦博憲） 次に日程第９、議案第１１号、「令和８年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北浦博憲） 起立全員です。したがって、議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

○議長（北浦博憲） 次に、日程第１０、議案第１２号、「令和８年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第１号）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北浦博憲） 起立全員です。したがって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（北浦博憲） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（北浦博憲） 閉会にあたり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（池田禎孝） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位に

は、慎重なご審議のうえ、令和7年度決算をはじめ、提案いたしました議案すべてにご決議を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

本会議におきまして、いただきましたご意見等については、これを十分に踏まえ今後に万全を期してまいりたいと考えております。また、来月9月は年度の中間期となりますので、7年度の成果と課題を踏まえながら、本年度の各種事業の進捗状況を的確に把握し、スピード感をもって全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、これからまだまだ暑い日が続いていくわけでございます。議員各位におかれましては体調に十分ご留意いただき、引き続き広域連合の運営に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

◇閉会の宣告◇

○議長（北浦博憲） これをもちまして、第85回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

○事務局補佐（伊藤昭平） 御起立願います。一統、礼。
〔一同起立・礼〕

午後12時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員